

寺子屋教育

○高校日本史教科書にみる江戸時代の庶民教育 *山川出版社『詳説日本史』(1999・2010年版)

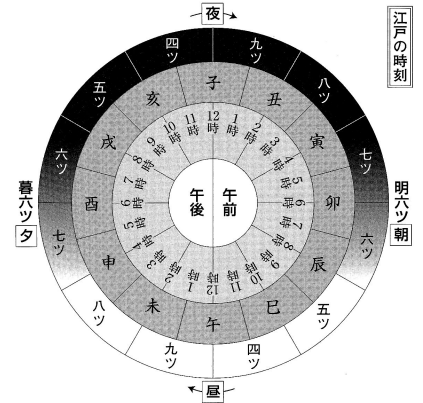
【江戸時代の庶民教育】

・一般庶民の初等教育機関である寺子屋はおびただしい数にのぼり、村役人・僧侶・神職・富裕な町人などによって経営され、読み・書き・そろばんなどの日常生活に役立つ教育をおこない、道徳も教えた。*2010年

【江戸時代の女子教育】

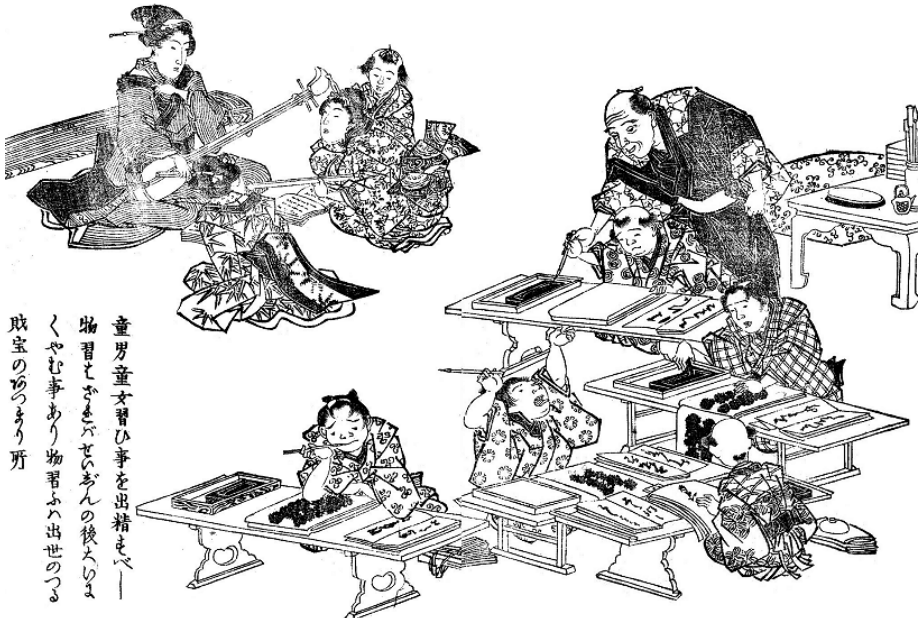
- ・女子の心得を説く書物なども出版され、女子の教育も進められた。*1999年(30字)
- ・女性の寺子屋師匠もおり、貝原益軒の著作をもとに書かれた『女大学』のような女性の心得を説く書物などが出版され、女性の教育も進められた。*2010年(66字)

○寺子屋の意外な一面 *武蔵国比企郡羽尾村(埼玉県滑川町)赤沼家文書(慶応頃)



乍恐以書附奉申上候
 一、川向次郎吉奉申上候。今日無
 抛用向出来候二付、午時より御暇
 奉願上度、以格別之御勘弁
 御聞届被下候はゞ、難有仕合奉
 存候。依之当番連印奉申上
 候。以上 願人 次郎吉
 八月十九日 当番 弥太吉
 御師匠様 侍者中 福太郎

童男・童女習い事を出精すべし。物習わざれば、成人の後、大いに悔やむ事あり。物習うは出世の蔓、財宝の集まり所(『主従心得草・3編』)



童男童女習い事を出精すべし
 物習わざれば、成人の後、大いに
 悔やむ事あり物習ふは出世の蔓
 財宝の集まり所

【参考文献】

『日本庶民教育史』全3巻
 (乙竹岩造著、1970、臨川書店)
 『日本庶民教育史』
 (石川謙著、1998、玉川大学出版部)
 『藩校と寺子屋』
 (石川松太郎著、1989、教育社)
 『寺子屋——庶民教育機関』
 (石川謙著、1966、至文堂)
 『寺子屋と庶民教育の実証的研究』
 (利根啓三郎著、1981、雄山閣出版)
 『体罰の社会史』
 (江森一郎著、2013、新曜社)

寺子屋規則

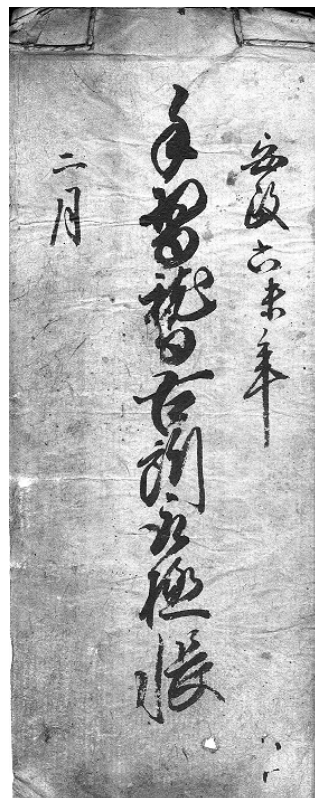
○『^{てならいけいこじょとりきめちよう}手習稽古所取極帳』が物語る寺子屋風景

安政6年(1859)2月制定の寺子屋規則で、作者・使用地域ともに不明。表紙とも5枚で、うち1枚半(3頁)にわたり次の14力条を記す(以下、現代語訳)。

- ① 一、毎日午前10～12時、午後2～4時に稽古。
- ② 一、硯の水汲み当番は1人ずつ順番。
- ③ 一、双紙早番(練習で濡れた双紙を乾かす順序か)も同様。
- ④ 一、特別な用事がない限り、庭に出るのは半日に3回限り。
- ⑤ 一、稽古場で立つことを禁ずる。
- ⑥ 一、仲間への手出しを禁ずる。
- ⑦ 一、自分の課題(習字)が終わっても、兄弟子が休憩するまでは立ってはならない。
- ⑧ 一、清書の時は、水加減を兄弟子に見てもらい、指示の通り墨を擦る
- ⑨ 一、机に向かったら余計な事を話さない。
- ⑩ 一、表玄関や庭からの稽古場入室を禁ずる。
- ⑪ 一、訪問客にはきちんと挨拶し、客が帰る時も挨拶をする。
- ⑫ 一、出席帳は登校順に記入する。
- ⑬ 一、近所の子が遊びに来て、稽古中は私語をしてはならない。
- ⑭ 一、正午から午後2時、また、午後4時以降は寺子屋門前でどれほど大騒ぎしても構わない。

(2頁余白)

右の条々を必ず守ること。もし背いたら、座敷へ閉じこめ、手習双紙10巻を半日みっちり練習させる。

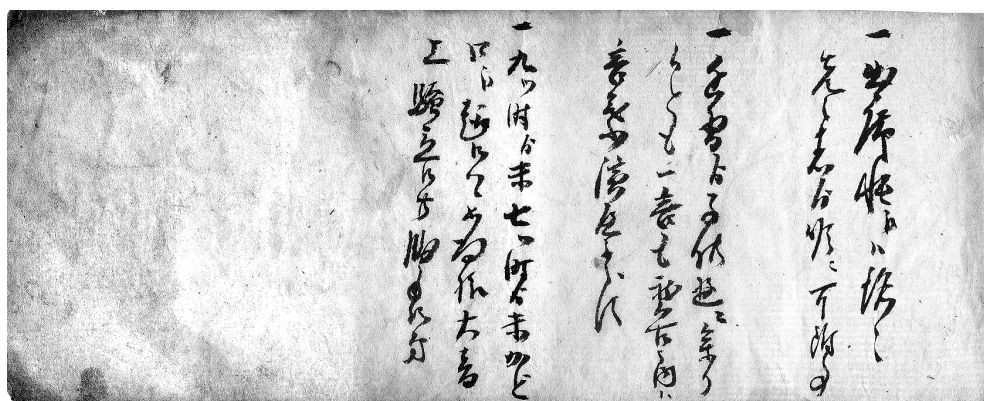
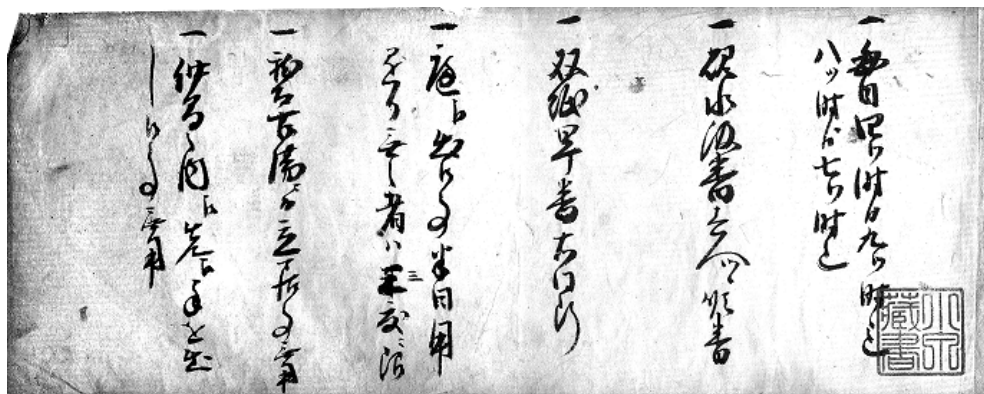


箇条末尾の余白2頁は、必要に応じて随時書き足すためのものだろうが、この規則は当時の寺子屋生活を彷彿とさせる。

ちなみに、寺子屋で一番辛かったのは練習中の正座で、練習中に足を崩すことを一切認めない寺子屋も少なくなかった。第7条は「兄弟子が練習を終えるまで黙って正座して待つ」というルールである。高学年ほど練習量も増えるから、弟弟子が兄弟子を待つのが常であったと思われ、このきまりだけでも忍耐が相当養われたに違いない。

また、面白いのが第14条で、「昼休みと放課後は寺子屋門前で自由に大騒ぎしてよい」とわざわざ決めている。「昼休みや放課後は校庭で大騒ぎしてもよい」という学校規則は現代ではあり得ない。この手習師匠は厳しい中にも子供を発散させる大切さも心得ていたのであろう。

* 右の写真は箇条書き部分の冒頭6条と末尾3条



多彩な寺子屋と師弟関係

- ・師匠の出張講義「出稽古」(東京)
- ・季節限定の「草餅寺子屋」「草餅師匠」(茨城)
- ・手習本の宅配から通信教育まで(東京)
- ・成人の夜習い、「一文屋」「三文稽古」(東京・大阪・茨城ほか)
- ・無筆を免れた子供、京橋区の樽屋の息子
- ・文房具を支給した慈善的な寺子屋(静岡)
- ・風呂を設置し、公衆衛生に努めた寺子屋(愛知)



和田耕斎作、弘化3年(1846)刊『蘭路指南車』「幼童に教訓の図」

【生涯続いた師弟関係】

- ・師匠の食事を父兄が提供(佐渡の寺子屋)
- ・師匠宅と子弟の家庭間で家族ぐるみで交流(おほめ、七夕)
- ・生前のみならず死去後も続いた師弟関係
- ・地域で最も尊敬された存在(名主・年寄以上の信望を持つ者も)
- ・近代小学校は不人気(「学校に行く」と「師匠のもとに行く」の違い)

【手習師匠の評価——3090人の証言】

- ・乙竹岩造(1875~1953)の大著、『日本庶民教育史』全3巻(合計約3250頁)
- ・調査票約1万2000通用意し、師範学校の最上級生によって行われた聞き取り調査(大正4年6月~6年6月・25カ月)
 - 手習師匠の性格(能力) ……………「優秀」____%、「普通」____%、「下劣」1%
 - 寺子への愛情 ……………「寺子を慈愛した」____%、「そうでなかった」____%
 - 師匠への尊敬(寺子) ……………「師匠を尊信している」____%、「そうではない」____%
 - 師匠への尊敬(父兄) ……………「尊敬」____%、「冷淡」____%、「普通」0.2%
 - 卒業後の師匠宅への訪問 ……………「訪問した」____%、「しなかった」____%

【仮親(擬制親族)の例】 * 広辞苑「仮親」=①一時的に親の役をする人。仮の親。②養父母。養い親。

誕生前~誕生直後	
帯親	妊娠5カ月目にしめる岩田帯を贈る人
取り上げ親	産婆とは別に出産に立ち会い、臍の緒を切る人
抱き親	出産直後に赤子を抱く(長崎カトリック教の場合は天主堂に連れて行く)人
行き会い親	赤子を抱いて戸外に出て、最初に出会う人
拾い親・貰い親	丈夫に育つよう、形式的に捨てた赤子を一時的に拾って育てる人。後日、実親が譲り受ける
乳付け親・乳親	生後2日間、お乳を飲ませてくれた女性
名付け親	三日祝い・七夜の祝い(お七夜)などの時に名前を付ける人
誕生後数年間	
守親	4、5歳まで面倒をみた子守り役。6、7歳で子守奉公に出される子供も多かった
帯親	3歳で初めて帯付きの着物を着る際に帯を贈る人(母方の里が多い)
帯解き親	女子7歳の帯解きに立ち会う親
成人~結婚	
禪親(へこおや)・回し親	成人式にふんどしを贈る人
前髪親	男子が前髪を落とす成人式に立ち会う人
烏帽子親(えぼしおや)・元服親	武家の元服時に立ち会う人
具足親・鎧親(よろいおや)	武家の元服時に立ち会う人
お歯黒親・鉄漿親(かねおや)・筆親	女子の成人式で、お歯黒をつける人

寺子屋の体罰と「あやまり役」

○アンビリーバボー!! 西洋の学校教育

【修道院・教会の付属学校の様子】 モンテーニュ(仏:1533-92)・『随想録』(1580)

学校はさながら若人を幽閉する牢獄だ。いたずらをしないのに生徒たちを罰する。…授業の時に聞こえるのは、罰せられた生徒達が泣き叫ぶ声と、激昂した教師の怒号だけだ。教師は恐ろしい真っ赤な顔をして、その上、ムチを手にして生徒達に向かう。…血にまみれたムチの折れはしが飛び散る…

【イギリスのある小学校校長の体罰】 モンロー編『教育百科辞典』

17世紀、ある小学校長が51年間の教師生活で行った体罰は、「鞭打ち」91万5000回、「監禁」21万9000回、「棒突き」13万6000回、「^た耳叩き」10万2000回、「罰課」1万700回に及び、ほかに、尖った木の上に座らせるなどの体罰が700人、「木端(薄板)の危険なる^た処」にうずくまらせる? 体罰が6000人に及んだ。* 人数を1回とすると、合計138万9400回、毎日約75回の体罰。

○寺子屋の体罰

- ・^{しき}食止……昼食抜き。
- ・鞭撻……竹製のムチで叩く。「尻べたに しっぺいの跡 筋立て」
- ・掃除……教場や便所の掃除。
- ・謹慎……師匠の側に正座させる。
- ・^{ほうまん}捧満……天神机に座らせたり、正座させて、線香と水の入った茶碗を持たせる。
- ・留置……師匠が「帰れ」と言うまで帰宅できない。
- ・破門……机や文庫を持たせて暇を出す。「師匠さま 机は重き 咎めなり」

* 図は安藤広重画、弘化4年刊『手習出精双六』(部分)

【留られ】画工・板元の詫にて元座へ返る「良き事は 嫌ふためしや 二日灸」一立斎

【破 門】精出して此つぎ御上り「初花の 案山子ともなれ 此の姿」団扇堂



○あやまり役(止め役・貰い下げ)

親、老人、年長者、隣人など第三者の仲介役。「折檻をしかけ 笑いにばばあ出る」

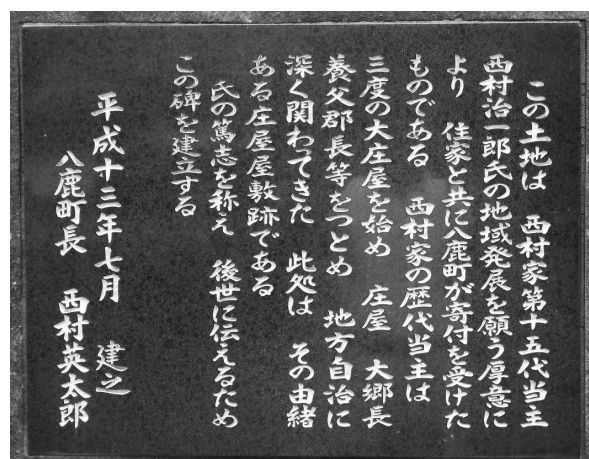
【寺子屋以外の「あやまり役」】 * 西村次郎兵衛作『親子茶呑咄』

○酒・色・博奕の三悪の一つでもある者には、先祖代々の土地を少しも与えてはならない。この悪癖のある者は異見して改心しても、4、5石以上与えてはならない。惣領(嫡子)であっても不行跡なら勘当せよ。根性が直り、親類からも詫びが入って勘当を解いても、次男の格にして別家すべきである。

○もし親類から詫び挨拶があれば、1、2年親類の家へ預け置き、何なりと教諭してもらい、さらに直らなければ勘当せよ。それでも再び親類から引き留められたらば、やむを得ないので、坊主にさせ、小屋程度の部屋を用意し、生涯一人扶持の世話をしやるが良い。ただし、土地を譲与してはならない。



今も伝わる西村次郎兵衛旧宅跡「宿南ふれあい倶楽部」(養父市立公民館・集会場)の全景と石碑



読み書き学習の諸相

手習本①：出羽国上伊佐沢村、文化～天保期『御手本』

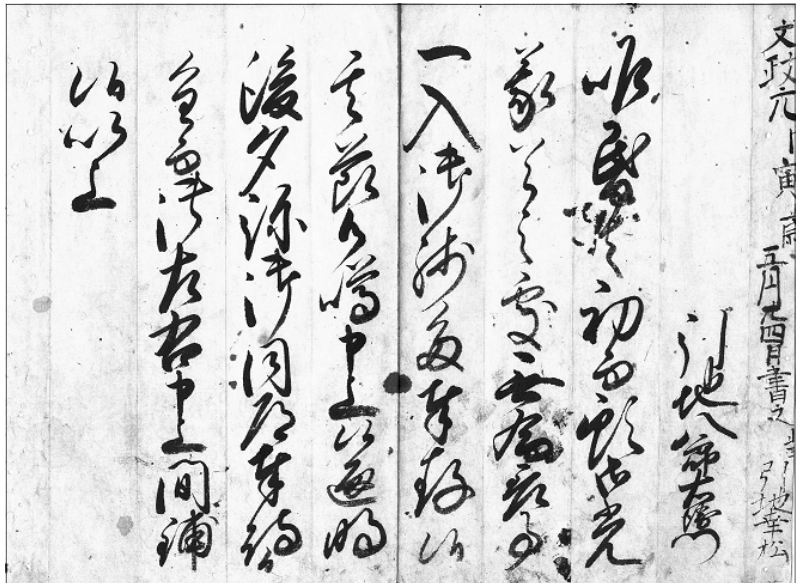
【地域】羽州（現・山形県長井市）郡上伊佐沢村（現・山形県長井市）で使用。

【年代】記載年号は文化13年(1816)から天保2年(1831)の16年間。竹田家は玉五郎が文化13年から文政5年までの7年間、引地家は幸松を含む5名で文化15～文政6年の6年間。

【内容】竹田家の教材は1枚(2頁)平均約25字、引地家の教材は平均64字と2倍以上。また、竹田家は単語・短文や仮名交じり文を含む手本が比較的多い点で、引地家よりもやや初歩教材。

【筆者】「本郷右膳」「福王寺・太仲」「吉井銀助」「宮本吉之丞」「芦砺」の5人の署名。

* 全43丁のうち使用者の記載がある丁。●は仮名交じり文



丁	字数	内容	年代	西暦	使用者
【8】	19字	教訓●	文化13年	1816	竹田玉五郎
6	23字	短文●	文政3年9月?	1820	〃
7	16字	〃●	文政3年10月	〃	〃
11	30字	単語	文政4年1月?	〃	〃
10	30字	〃	文政4年4月	〃	〃
9	27字	短文	文政4年9月	〃	〃
3	30字	〃	文政5年2月	1822	〃
4	24字	〃	文政5年3月	〃	〃
5	22字	〃	文政5年4月	〃	〃

30	50字	〃	文化15年2月	1818	引地幸松
28	67字	〃	文化15年3月	〃	〃
33	72字	短文●	文化15年4月	〃	〃
【35】	63字	消息	文政1年5月	〃	〃
36	58字	〃	文政1年5月	〃	引地幸松・孝松
42	53字	〃	文政1年6月	〃	引地幸松
25	65字	〃	文政1年7月	〃	〃
32	75字	〃	文政1年9月	〃	〃
39	49字	〃	文政1年9月	〃	〃
22	67字	詩歌	文政1年9月	〃	引地幸松・孝松
29	70字	消息	文政2年2月	1819	引地教松
41	61字	〃	文政2年3月	〃	引地幸松
38	65字	〃	文政2年6月	〃	引地熊右衛門
21	72字	〃	文政2年6月	〃	引地幸松・孝松
23	74字	〃	文政3年1月	1820	引地幸松
27	77字	〃	文政3年2月	〃	引地孝松
24	62字	単語	文政3年7月	〃	〃
43	48字	詩歌	文政5年7月	1822	引地升次
34	62字	消息	文政5年8月	〃	〃
31	86字	〃	文政6年7月	1823	引地幸松・孝松
40	54字	〃	?	〃	引地幸松

■竹田玉五郎と引地幸松の学習内容例

学習者	丁数 行数 字数	学習内容 *は書き入れ
竹田玉五郎	第8丁 3行書 全19字	邪の遊に時刻を移す横着の振舞すべからず *表「文化十三年、二十一日、竹田玉五郎」 *裏「文政四年、二五本目、竹田玉五郎」
引地幸松	第35丁 4行書 全63字	引地八郎右衛門 昨昏者、初而預御光蒙候之處、無為差事一入御残多奉存候。 其節御噂申上候通、明後夕弥御同道奉侍候。 急而御左右申上間鋪候。以上 *表「文政元戊寅歳五月廿日書之、此主、引地幸松」

全体	1丁平均 51.7字
竹田家	平均 24.6字 *竹田玉五郎=24.6字
引地家	平均 64.3字 *引地幸松=64.4字

手習本②：羽後国八森村、文政8年(1825)『初学文章』

『初学文章』の字数等の状況

【学習者】八森村(現・秋田県八峰町)・後藤喜七

【筆者】長寿堂 *別の手習本『証文草案・童子教訓』に「文政十年丁亥年三月上旬ノ長寿堂行年六十九歳書」とあるため、宝暦9年(1759)生まれで、文政8年(1825)、69歳で『初学文章』を書く。

【年代】裏表紙見返しに「右、文政八年酉四月より習始、同九年戌八月迄得習処一冊二集畢」と明記。*文政8年4月から17カ月(当時の暦で502日間)の学習記録

○全52丁で各丁毎に内容が完結

→ 寺子屋休業日を考慮しないと、1丁を平均10日で学習

○後半部(第38~48丁)が2行書き。第38丁以後に1丁から始まる連番の形跡。第38丁の文面は「入がくめでたく候」の8字 → 最初の教材

丁	行数	字数	漢字	仮名	おどり	漢字割合
1	3行	27字	14	13	0	52%
2	3行	33字	10	23	0	30%
3	3行	34字	14	20	0	41%
4	3行	35字	17	18	0	49%
5	3行	35字	16	19	0	46%
6	3行	43字	10	33	0	23%
7	3行	18字	16	2	0	89%
8	3行	19字	19	0	0	100%
9	3行	19字	19	0	0	100%
10	3行	19字	17	2	0	89%
11	3行	17字	17	0	0	100%
12	3行	19字	19	0	0	100%
13	3行	21字	20	1	0	95%
14	3行	19字	18	1	0	95%
15	3行	24字	19	5	0	79%
16	3行	19字	15	3	1	79%
17	3行	19字	18	1	0	95%
18	3行	19字	16	3	0	84%
19	3行	19字	19	0	0	100%
20	3行	20字	16	3	1	80%
21	3行	22字	21	0	1	95%
22	3行	21字	21	0	0	100%
23	3行	21字	21	0	0	100%
24	3行	24字	15	9	0	63%
25	3行	23字	21	2	0	91%
26	3行	30字	28	2	0	93%
27	3行	31字	29	1	1	94%
28	3行	19字	14	5	0	74%
29	3行	17字	12	5	0	71%
30	3行	19字	12	7	0	63%
31	3行	18字	18	0	0	100%
32	3行	16字	16	0	0	100%
33	3行	19字	18	0	1	95%
34	3行	21字	17	4	0	81%
35	3行	19字	19	0	0	100%
36	3行	18字	13	4	1	72%
37	3行	17字	17	0	0	100%
38	2行	8字	2	6	0	25%
39	2行	8字	2	6	0	25%
40	2行	10字	2	7	1	20%
41	2行	8字	3	5	0	38%
42	2行	8字	3	4	1	38%
43	2行	9字	4	5	0	44%
44	2行	8字	2	5	1	25%
45	2行	8字	5	3	0	63%
46	2行	8字	5	3	0	63%
47	2行	9字	4	4	1	44%
48	2行	9字	4	4	1	44%
49	3行	21字	4	17	0	19%
50	3行	21字	6	14	1	29%
51	3行	18字	6	11	1	33%
52	3行	16字	16	0	0	100%
文字数合計		1002字	709字	280字	13字	71%
文字の種類		349種	299種	47種	3種	
2行部分11丁		8.5字/丁	36字	52字	5字	39%
3行部分41丁		22.2字/丁	673字	228字	8字	74%

○502日間の学習字数は延べ1002字(1日平均2字)、

重複を除くと全349種(漢字299種・仮名47種・おどり等3種)で、
休暇や農繁期を考慮すれば学習量はほぼ「1日1種」。

手習本③：地域不明、慶応2-3年(1866-67)『頂名手本』

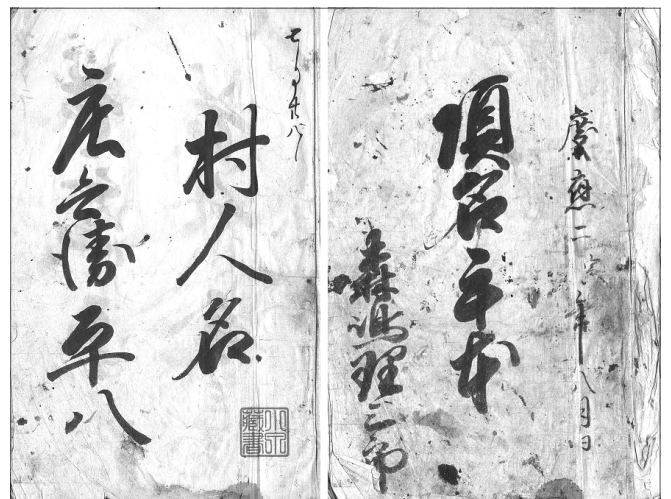
【学習者】森嶋理三郎

【年代】慶応2年(1866)7月から翌3年3月まで235日(約8カ月)

【学習量】「以呂波」学習を16日間とすると235日で漢字455字を学習。

森嶋理三郎の学習記録 *日数は当時の暦でカウント

教材	学習期間	日数	行数	字数
村人名 38日で103字 1日平均2.7字 (重複含む)	7/28~8/1	4日	2行※	8字※
	8/2~10	9日	4行	21字
	8/11~19	9日	4行	25字
	8/20~27	8日	4行	24字
	8/28~9/5	8日	4行	25字
名頭 181日で304字 ↓ イレギュラー (★) を除くと 83日で224字 1日平均2.7字	9/6~12	7日	4行※	16字※
	★9/13~28	16日	4行	16字
	9/29~10/7	8日	4行	16字
	10/8~17	10日	4行	16字
	10/18~24	7日	4行	16字
	10/25~11/2	8日	4行	16字
	11/3~6	4日	4行	16字
	11/7~11	5日	4行	16字
	★11/12~27	16日	4行	16字
	★11/28~12/12	15日	4行	16字
	★12/13~1/21	39日	4行	16字
	1/22~26	5日	4行	16字
	★1/27~2/9	12日	4行	16字
	2/10~15	6日	4行	16字
	2/16~20	5日	4行	16字
	2/21~26	6日	4行	16字
2/27~3/3	7日	4行	18字	
3/4~8	5日	7行	30字	
以呂波 *漢字 約16日で48字	3/9~16	8日	5行	24字
	3/17~?	8日か	6行	24字



手習本④：信濃国佐久郡、文久3年(1863)頃『佐久郡村尽』

【学習者】信州佐久郡・早川武治良

【年代】文久3年頃

【内容】「佐久郡村尽」「国尽」「津尽」の3本収録

裏表紙見返しに次の記載(誤りは訂正)。

- ①いろはは四十八字有り
 - ②一万(数字?)が六十三字有り
 - ③源平(名頭)が二百六十九字有り
 - ④佐久郡が四百一字有り
 - ⑤国尽が百六十七字有り
 - ⑥津尽が百三十字有り
 - ⑦商売往来が千五十二字有り
 - ⑧消息往来が二千七百六十八字有り
- 上欄に「~~四~~四千八百九十八字有り」



早川武治良の学習過程(学習年次は推定)

学習年次	教材毎の字数		年次別総字数	1日平均(重複有)
1年目	①いろは	48字	①~②合計 380字	1.1字
	②一万(数字?)	63字		
	③名頭	269字		
2年目	④佐久郡村尽	401字	④~⑥合計 698字	1.9字
	⑤国尽	167字		
	⑥津尽	130字		
3年目	⑦商売往来		1052字	2.9字
4・5年目	⑧消息往来		2768字	3.8字
合計			4898字	2.7字

【参考文献】

- ・小泉「寺子屋の文字教育」
(『アジア遊学』No.109、2008、勉誠社)
- ・ルビンジャー『日本人のリテラシー』
(2008、柏書房)
- ・辻本雅史『「学び」の復権』
(1999、角川書店)

【参考】

- 江戸期庶民の文字学習 → 手習いの最初の数年間は概ね1日2~3字程度(重複有)
*1日平均学習字数=『初学文章』2.0字、『頂名手本』2.7字、『佐久郡村尽』1.9字(5年平均では2.7字)
- 江戸期庶民の漢字学習 → 『初学文章』では約500日(休暇等を含む)で約300種 → 1日平均0.6種の漢字学習
- 明治5年(1872)9月「小学教則」 → 最低学年の第8級(現小学1年前期)の仮名の書き方^{カナツカイ}「綴字」、漢字の読み方^{コトバノヨミカタ}「単語読方」、
「習字」は「一週六字、即一日一字」(漢字語誦「単語語誦」だけは「一週四字」)
- 現代の漢字学習 → 小学校6年間の授業日数約1200日で、1006種(1日平均0.8種) → 配当学年で「読み」、次学年で「書き」を学習(読み重視)。

【乙竹岩造『日本庶民教育史』による手習いの状況】

学習年数の例	典拠
「いろは」「数字」1年、「村尽」1年、「国尽」1年	下巻130頁・長野
「いろは」「名頭」「村尽」「国尽」1年、「百姓往来」1年、「商売往来」1年、「庭訓往来」2年	下巻337頁・兵庫
「いろは(平仮名)」1年、「名頭」「苗字尽」1年、「村名」1年 *多くは「村名」まで。これ以後「商売往来」へ	下巻 58頁・愛知
「いろは(平仮名)」1年、「名頭」「村名」1年、「是非短歌」1年 *4~5年を経て「庭訓往来」へ	下巻 88頁・山梨

【岐阜県農村部の例】*『日本庶民教育史』下巻98頁

- 寺子屋入学者の大半が上層子弟で、入学の主目的は「帳面に記す」と「手紙を書く」ことだった。中流以下は通学しない者も多く、女子はほとんど通学しなかった。1村約150世帯で入学者がわずか20人という例もあり、村のほぼ全員が文字を読めないという地域もあった。例えば加茂郡八百津村では、自分の姓名すら書けない者が7、8割を占めた。
- *不就学理由 → ①貧困42.5%、②下層農民23.3%、③親の教育観念欠如/身体障害・疾病者等各8.2%、④女子の為6.8%、⑤家庭で実施4.1%、⑥奉公・家事多忙2.7%、⑦本人に意思無し/兄弟姉妹が多い/特殊部落民各1.4%。

女子の読み書き教育

○いろは板 *安永8年(1779)刊『女訓すがた見(女前訓躰種)』



- ・18世紀後半に京都で普及していた文字カード
- ・マリア・モンテッソーリ(Maria Montessori, 1870-1952) 考案の文字カードよりもはるかに早い。

【安政2年(1855)、京橋区の寺子屋「月松堂」の盲人教育】

背後から子供の手を取り、指先でいろはを授け、3カ月で47文字を覚え、続いて『実語教・童子教』なども全て暗記。さらに、指先の触覚が鋭敏だったため、書き損じた反古を貼り合わせた板紙に砥石の粉と漆を練り混ぜて凸字の「いろは」を書いて読ませた。*寺子屋における障害児教育の例

○武家における女子教育の様子

【明治初年、武家の女子教育】 *杉本^{えつこ}鍼子 (1873-1950、長岡藩家老稲垣家の娘)『武士の娘(A Daughter of the Samurai)』

・習字の寒稽古=6、7歳の子ども指が寒さですっかり凍え、紫色に変色する程。あまりの厳しさに乳母は涙し、母も見かねてある日、「旦那様、余り丈夫でないエツ坊に、あんなきびしい勉強をおさせになられては、無理ではないかと思ったりしてしますのでございます…」と夫に尋ねた。夫は「武家の教育ということを忘れてはならない。獅子は幼いわが仔を千丈の谷に蹴落として獣王に育て上げるという。それでこそ、生涯の大事をなしとげる力が養われる」と言った。

・素読教育=6歳から菩提寺の僧に漢籍を学んだが、次のような厳格な素読教授だった。

お稽古の2時間のあいだ、お師匠さまは手と唇を動かす外は、身動き一つなさいませんでした。私もまた、畳の上に正しく坐ったまま、微動だもゆるされなかつたものでございます。唯一度、私が体を動かしたことがありました。…すると、お師匠さまのお顔にかすかな驚きの表情が浮び、やがて静かに本を閉じ、きびしい態度ながら、やさしく「お嬢さま、そんな気持で勉強はできません。お部屋にひきとって、お考えになられた方がよいと存じます」とおっしゃいました。